

自己防衛のための心構え

- 1. 知らない電話にはでない。**
- 2. あいまいな返事はしない。** 口頭契約になる場合があります。
【ワンポイントアドバイス】
 - 「いません」「結構です」とハッキリ断りましょう！
 - 「いいです」は「契約してもいいです」と勘違いされますので注意！
- 3. 契約はその場ではしない**(電話での口頭契約も同じです)。
【ワンポイントアドバイス】
 - あわてて契約をしない
 - 契約する前に契約書等をよく読み、ご家族やご近所・お友達に相談してから契約しましょう。
 - 契約書をよく読みましょう。契約内容で分からない場合は事業者等へ確かめてください。
- 4. 一人で悩まず相談しましょう**
【ワンポイントアドバイス】
 - 「おかしいな」「困ったな」と思ったら……
いちき串木野市消費生活センターへ相談しましょう！

いちき串木野市消費生活センター

(いちき串木野市役所串木野庁舎2階 水産商工課内)

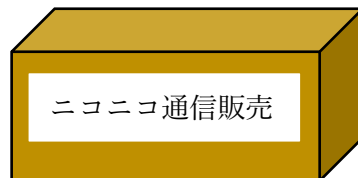
☎0996-33-5638

相談時間：月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:00

よくある相談例

【通信販売でのトラブル】

テレビを見ていたら、1回限りでお得な商品が紹介されていたので、電話して商品を注文したら、1回限りではなく定期購入になっていた。2回目以降の商品・請求書が届いて分かった。請求金額が高額で払えない……



(対応例)

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告を見て、販売業者に電話で注文する時に1回限りかなど「定期購入」になっていないか、確認してから注文する。

2回目が届いた場合は、販売業者に確認してから販売業者の指示に従ってください。納得できない場合は販売業者との話し合いになりますので、販売業者によっては解決できない場合もありますが、消費生活センターに相談してください。

【固定電話契約でのトラブル】

固定電話の「通話料金が安くなる」と勧誘の電話があり、電話契約の変更や回線工事を了承したが以前の電話料金よりも高くなっている。

どうしよう。こまったな……



(対応例)

固定電話やアナログ回線が使えなくなるなどといった、固定電話のIP網移行等に乗じた光回線などの販売勧誘には十分に注意しましょう。固定電話のIP網移行に伴う電話設備切替では、利用者側での手続きや自宅での工事は不要です。もし、不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。契約書等が届いた場合は、契約書を必ず確認する。光回線工事前か、契約書面受領日から8日以内であれば契約解除ができます。分からない場合は消費生活センターに相談してください。